

高梁市監査委員公表第3号

措置状況の公表について

平成29年度財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）の結果に基づき講じた措置について、市長から通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により公表する。

平成31年4月8日

高梁市監査委員 梅野 誠  
高梁市監査委員 倉野 嗣雄

指摘事項の概要	指摘に基づき講じた措置の概要
<p><b>【社会教育課】</b> 指定管理業務に係る協定書等に基づく提出書類について、必要なものが添付されていないなど、内容確認が十分なされていないことが散見された。指定管理者とも確認のうえ協定書等に基づく適正な事務執行となるよう、取り組まれない。</p>	<p>協定書等に基づく提出書類について、提出書類及び内容確認等ができるように、指定管理者と確認のうえチェックリストを作成し、双方で確認ができるように改善しています。</p>